

監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した、財政援助団体に係る監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 28 日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日及び場所

平成25年 5 月 29 日（水）

敦賀市監査委員室及び敦賀市社会福祉協議会内1階研修室

2 監査の対象

（1）団体名

社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会

（2）担当部署

福祉保健部 地域福祉課

（3）補助金

平成23年度敦賀市社会福祉協議会地域福祉事業

補助金交付額 27,662,000円

（内訳）

- ・地域福祉活動推進事業補助金 10,708,000円
- ・ボランティアセンター運営事業補助金 11,856,000円
- ・総合相談事業補助金 5,098,000円

3 監査の方法

予め社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）及び地域福祉課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、協議会及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、平成23年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、地域福祉活動推進事業及びボランティアセンター運営事業の資金収支

をみると、いずれも法人運営事業に繰入金を支出している。

これについては、通常、事業に余剰が生じたため、法人運営事業に戻入れしたと見ることもできる。

余剰が生じた場合は、経費負担に応じた戻入れを行うべきと考えるので、今後このような状況が生じた場合の取扱いについて、2者で十分協議していただきたい。

また、事業費の約8割を占める人件費については、削減に取り組んでいる状況も確認されたが、一部、退職金等については、市に比べると高い部分がある。

協議会は、民間の組織ではあるが、「公共性」、「公益性」が高い組織であるので、法によるところの職員の処遇も大切ではあるが、今日の公務員の状況も十分勘案し、また、市民目線からみて適正な水準となるよう努めてもらいたい。